

justiceの概念認識と多義的意味拡張について

— 認知的視点から —¹⁾

松 中 完 二

1. はじめに

まず、以下の用例を見てほしい。

- (a) “I say, let *justice* be done, though the heavens fall.”
- (b) “This photo does not do her *justice*.”
- (c) “You have to do *justice* to your coffee.”

これらの英文に日本語訳をつけるとしたら、それぞれ、(a)「たとえこの世が終わろうとも、正義は存在しなければならない」、(b)「彼女の写真は実物通りに撮れていない」、(c)「せっかくだから、コーヒーでも召し上がって下さい」とでもなるであろう。文中の *justice* の訳に当る部分が下線で示した箇所である。

(a) と (b)・(c) の *justice* の意味認識と訳語には、一見して違いがあるのが明らかである。すなわち (a) では、「正義」や「公正」といった、固定した訳語で日本語としても意味をなすが、(b)・(c) ではそれでは意味をなさない。例えば、(b)・(c) にそれぞれ「正義 (公正)」という固定した訳語を当て、(b)「この写真は彼女に正義 (公正) をなしていない」とか、(c)「コーヒーに正義 (公正) をなして下さい」としても、意味をなさない不自然な日本語であることは一見して判別され得るところであり、説明の必要を待たない。

では、本来 *justice* に当てられる「正義」や「公正」といった訳語は、どのような認識の過程を経て、先に見たような「実物通りに」とか「せっかくだから (コーヒーを) 召し上がる」という日本語訳に生まれ変わるのであるだろうか。こうした訳語の拡張は、一般には意識という言葉で括られてしまいがちであるが、出来上がった訳語だけに視点を置くのではなく、そうした訳語を生み出す過程に目を向けると、そこでは看過することの出来ない、我々の意味認識に関わる認知機構が大きく影響を及ぼしていることが分かる。

本論文では、justiceを対象に、(a)の例に見られるような用例を便宜的に本義的認識と呼び、一方、(b)・(c)の例に見られるような用例を便宜的にメタファー的認識と呼び、justiceのメタファー的認識を基に、語の意味認識に際して働く我々の認知機構とその原理について論考する。

2. 先行研究

2・1 正義論の問題²⁾

ここで問題となるのは、“justice=正義”という訳語の問題だけではない。そもそも正義とは何かという、その価値観を問うべき根本的問題に直面する。justiceにおける正義の観念は、その意味の性質上、Aristotle以降、常に西欧社会における社会哲学上の問題として扱われてきた経緯がある。すなわち、正義とは何か、何をもって正義となすかという二つの問いに対する認識こそが、先に挙げた(b)・(c)のjusticeの意味認識と訳語の生成という問題の根底に横たわる原因の究明につながる部分でもある。

また、後の図1、図2でも示すように、西欧社会におけるシンメトリカルな正義の認識と、勸善懲悪的な日本の正義の認識といった違いもある。西欧社会におけるjusticeの認識はまずAristotleに端を発する。Aristotleは、正義の本質は平等であると定義付けた³⁾。その後の西欧社会におけるjusticeの概念とその認識は、Aristotleの定義に基づいて展開されてきたと言っても過言ではない。すなわち、簡略に記すと、Aristotleは、正義を「適法的正義」、「配分的正義」、「矯正的正義」の三つに分類し、定義している。

「適法的正義」とは、人間の持つ徳の一つとして捉えられ、法の下での公正を期すものである。一方「配分的正義」とは、当事者の間における関係と同様の関係が、配分される事物の間にも存在する場合に成立する正義を指す。すなわち、当事者間の価値に応じて成立する比と配分された事物間に成立する比が同一である場合、幾何学的比例に基づいた正しい配分が行われたこととなり、正義が成立するが、この比例関係に反する配分が行われた場合、不正な配分が行われたこととなり、そこには「過多」と「過少」が生じることになる。更に「矯正的正義」とは、人間関係における交渉事において生じた不正な事態を正すことで成立する正義である。例えば、ある人間が他の人間に対して不正を働いた場合、前者が得た利益を奪い、後者が被った損失を補填することで成立する正義である。こうした三つの正義のうち、後者の二つは「特殊的正義」と捉えられる。「特殊的正義」は全て、「均等」の観点から語られ、それが成立するためには最低限、当事者二人ないしは当該事

物二件が必要となる。そしてこれらの間に一定の比例関係が生じた時、justiceの正義が行使されたことになり、関係が比例に反している場合にはjusticeの正義が行使されず、不正が生じていることになるのである。

この定義は、今回のjusticeの概念とその認識の根底にでも大きく影響を及ぼすものである。こうした認識とそれを基にした訳語生成の過程については、「4・1 justiceの概念認識と訳語生成」において具体的に考察を試みる。

2・2 英々、英和辞書における意味記述

justice及びdo justice (to) ~の概念認識と多義的意味拡張についての先行研究が見られないものであるため、先行研究として、英々辞典、英和辞典の二冊における意味記述を取り上げる。ここでは英々辞典にWEBSTER'S NEW WORLD COLLEGE DICTIONARY (MACMILLAN、1996年)を、英和辞典に『ランダムハウス英和大辞典 第2版』(小学館、1994年)を使用する。

WEBSTER'S NEW WORLD COLLEGE DICTIONARY (以下 WNWCDで表す)

jus·tice

- 1 the quality of being righteous; rectitude
- 2 impartiality; fairness
- 3 the quality of being right or correct
- 4 sound reason; rightfulness; validity
- 5 reward or penalty as deserved; just deserts
- 6 a) the use of authority and power to uphold what is right, just, or lawful
b) [J-] the personification of this, usually a blindfolded goddess holding scales and a sword
- 7 the administration of law; procedure of a law court
- 8 a) JUDGE (n.1)
b) JUSTICE OF THE PEACE
—bring to justice to cause (a wrongdoer) to be tried in court and duly punished
—do justice to 1 to treat fitly or fairly 2 to treat with due appreciation; enjoy properly
—do oneself justice 1 to do something in a manner worthy of one's ability 2 to be fair to oneself

『ランダムハウス英和大辞典 第2版』(以下、RHD2(J)で表す)

jus·tice

- 1 正しさ, 正義 (▶七主徳 (seven cardinal virtues) の一つ); 正直, 廉直; 公正, 公平 (↔ injustice): a sense [man] of ~ 正義感 [漢] / uphold the ~ of a cause 大義を守る / treat a person with ~ 人を公正に扱う / deny a person ~ 人を公正に扱わない; 人の価値を認めない / in ~ to a person [thing] [=to do a person [thing] ~] 人 [物] を公平に評すれば / Justice will not approve of it. それでは正義が立たない。
- 2 (主張・論拠・理由などの) 正当さ, 妥当性, 道理: complain with ~ (that ...) (...と) 不平を言うのも無理はない / I recognize [or see] the ~ of your anger. 君が怒るのももっともなことと思う。
- 3 (行動を律する) 道義, 節操; 道義的行為。
- 4 当然の報い, 処罰: providential ~ 天罰 / mete out ~ 処罰を行なう。

- 5 司法, 裁判, 審判: a court of ~ 裁判所, 法廷/administer ~ 裁判を行なう/the Minister of Justice 法務大臣/give oneself up to ~ 自首する.
- 6 ((しばしば J-)) 司法官, 裁判官 (judge); (治安) 判事 (magistrate); ((J-)) (また Justice Department) ((米)) 司法省 (the Department of Justice): the ~s of the Supreme Court ((英)) 最高法院判事/Mr. Justice Brown ブラウン判事殿 (▶英国高等法院・米国最高裁判所の判事の呼称)/Lord Justice Smith スミス判事閣下 (▶英国控訴院判事の呼称).
- 7 ((J-)) 正義の女神: 両手に秤 (はかり) と剣を持ち目隠しをしている.
- 8 【神学】(神に備わる) 正義の神徳, (神の) 義. *bring ... to justice/deliver ... (up) to justice* 【法律】<人を> 裁判にかける; 法に照らして処罰する: The murderer was brought to ~. 殺人犯は法の裁きを受けた.
do ... justice/do justice to ... (1) <人・物を> 正当 [公平] に扱う; ... を正しく表している: He didn't think the portrait did his wife ~. 彼はその肖像画が妻を実物どおりに描いていないと思った. (2) ... を正当 [公正] に評価する, 十分に論じる, ... の認めるべき点をちゃんと認める: We must see this play again to do it ~. この芝居を正当に評価するためには, もう一度見なければならぬ. (3) ((再帰的)) 自分の能力 [実力] を十分に発揮する; 自分の長所を認める: do full [or ample] ~ to oneself 自分の真価を十二分に発揮する. He finally got a role in which he could do himself ~ as an actor. 彼はついに俳優として本領を発揮できる役を得た. (4) ((おどけて)) <食事などを> 十分に食べる, 堪能する. (5) ((廢)) ... のために乾杯する. [後 略]

この結果、WNWCDにおける1、2、5、RHD2 (J) における2、3、4の定義を見ると、justiceには、「正義、公正」といった意味概念もさることながら、そこには「正義、公正」を根幹の意味概念として、「因果応報」あるいは「自業自得」といったニュアンスにまで拡張した概念の存在が見て取れる。justiceの概念には、WNWCDにおける6のb) やRHD2 (J) における7にもあるように、目隠しをした女神が一方の手に剣を、もう一方の手に天秤を持った姿がある。この概念が何を意味し、そこからどのように意味認識が行われるかについては、「ネットワーク・モデル」と「メタファー」という枠組みが、有効な解答を与えてくれる。これらの枠組みが、語の多義的意味認識に際してどのように作用するかについては、本論文の「4. 分析」において具体的に解明を試みる。

2・3 Langackerのネットワーク・モデル⁴⁾

認知意味論で共通して取られる語の多義性に関する立場は、語の認識には成員間に成員としての帰属度の高低と、中心・周辺の違いがあり、カテゴリーには明確な境界線は存在しないというものである。「ネットワーク・モデル」とは、そうした考えを反映した、Langacker (1987/1988^a/1988^b) による、多義語の複数の意味を統括する一連の示唆である。それは、語の意味認識において、中心的なモデルから徐々に周辺のモデルへと派生、拡張が行なわれ、それが多義を形成するという考え方である。こうしたネットワーク・モデルの適用は、語の意味研究に対して、文の中における語とそこで生成される語の多義性を有効に説明付ける⁵⁾。

また認知意味論的視点に立った多義研究においては、そうした中心的な意味の記述、分析をどうするかという点に問題が集中する。そしてそのような研究の方向性をまとめると、中心的な意味については田中（1990：100-102）、鈴木（2001^b：59）の指摘にも見られるように、次の二つの認定の仕方が認められる。

- (1) 理論的プロトタイプ…観察可能性などの、何らかの言語学的基準に基づく典型性の度合い。
- (2) 心理的プロトタイプ…連想喚起力といった、心理学的な基準に基づく顕著さ（salient）の度合い。

justiceの多義的意味拡張という現象の解明は、まさに(2)の心理的プロトタイプという立場に立つ。よって本論文では、(2)の立場からjusticeの概念認識と、それを基に生成される多義的意味拡張について考察することになるが、その心理的プロトタイプの解明こそが、我々の意味認識に関わる認知機構の解明そのものに他ならない。

2・4 多義的有契性の原理

昨今、多義的意味拡張の原理として殊に取り上げられるのが、メタファーといった認知的枠組みである。語の多義的意味拡張において、中心→周辺という異なるモデル同士を結び付ける原理がメタファーに基づいていることは、多くの場で指摘されている通りであり、ここでの説明を待たないが、メタファーが語の多義的意味拡張に際してどのように作用するかについて、個別対象語を基にした具体的解明はまだ始まったばかりである。

なお、本論文で言うメタファーとは、「隠喩」に当るもので、その定義は「二つの事物・概念の何らかの類似性に基づいて、一方の事物・概念を表す形式を用いて、他方の事物・概念を表す」とする舩山（1997：31／2001：34）の定義に従う。

3. justiceの使用例

3・1 本義的認識

- (1) “Individual human beings have to create *justice*, and this is not easy.”

「我々の一人一人が正義を作り出さねばなりません。」

****映画『JFK』

- (2) “I say, let *justice* be done, though the heavens fall.”

「たとえこの世が終わろうとも、正義は存在しなければならない。」 * * * * 映画『JFK』

- (3) “I wanted to catch the guys who thought they could get away with it. It’s supposed to be about *justice*. Then somewhere along the way, I lost sight of that.”

「俺は、罪を犯しても逃げおおせると思いこんでいるふとどきな奴らを抑え取るために警官になったんだ。最初は正義のはずだった。ところがだ、だんだんと道を見失っていったんだ。」 * * * * 映画『L.A.コンフィデンシャル』

- (4) “All I want is simple *justice*.”

「私が求めているのはただの正義のみです。」 * * * * 『新編英和活用大辞典』 p.1362.

- (5) “We are fighting in the cause of *justice*.”

「正義のために戦っている。」 * * * * *ibid.*

- (6) “He has a strong sense of *justice*.”

「正義感の強い人だ。」 * * * * *ibid.*

- (7) “I have tried, out of *justice*, to consider things from your point of view.”

「公正を期す気持ちからあなたの見地から物事を考えようとしてみました。」 * * * * *ibid.*

- (8) “That applies with equal *justice* to many other people.”

「そのことは同じく公平に多くの他の人々にもあてはまる。」 * * * * *ibid.*

- (9) “To do *justice* to Mr. Brennan, I must tell you that he has done everything he could do to save the situation.”

「ブレナン氏に対して公平を期すために言っておくと、氏は事態を収拾するために最善の努力を尽くされたのだ。」 * * * * *ibid.*

- (10) “In this case, *justice* can best be served by putting the whole investigation into the hands of the police.”

「この場合すべての調査を警察の手に委ねるのがもっとも公平だ。」 * * * * *ibid.*

- (11) “Hundreds of these war criminals were never brought to *justice*.”

「これらの戦犯のうち何百人もが法によって裁かれることがなかった。」 * * * * *ibid.*

- (12) “There is no *justice* in the accusation.”
「その非難 [告発] には正しい根拠がない。」 * * * * *ibid.*
- (13) “The *justice* of what he said was clear.”
「彼の発言が正しいことは明白だった。」 * * * * *ibid.*
- (14) “I saw the *justice* of his remarks.”
「彼の言ったことが正しいとわかった。」 * * * * *ibid.*
- (15) “We recognize the complete *justice* of your claim.”
「あなたの要求がまったく正しいことを認める。」 * * * * *ibid.*
- (16) “Switzerland has been described with some *justice* as the political laboratory of Europe.”
「スイスがヨーロッパの政治的実験室と評されたのはもっともなところもある。」 * * * * *ibid.*

3・2 比喩的認識

3・2・1 人物に対する使用

- (17) “Both scripture and stories have always assured us that people create their own destinies, bring down upon themselves the *justice* they deserve.”
「その本に書かれていることは、我々は常に自分の運命を自分自身で作っており、我々が被る結果には、それ相当の因と果が存在するということである。」
* * * * *TIME*, 1989年3月6日号.
- (18) “I think that a man shouldn’t get away with a terrible crime like that just because he’s got a good lawyer. We’ve got to give the poor victim some sort of *justice*, you know.”
「いい弁護士さんがついてるという理由だけで、あんなひどい犯罪を見逃してはいけないと思いますわ。被害者が浮かばれないじゃない。」
* * * * 松本道弘著『giveとget』 p.223.
- (19) “She didn’t do herself *justice* in the exam.”
「彼女は試験で、実力を十分発揮することができなかった。」 * * * * *LDOCE*, p.570.
- (20) “He failed to do himself *justice* in the examination.”

「試験で持ち前の力を十分發揮できなかった。」 * * * * 『新編英和活用大辞典』 p.1362.

- (21) “He likes this skirt too: pulling it carefully up over my thighs this morning, he said, ‘That’s my favorite skirt on you, does your ass *justice*.’”

「彼もこのスカートが好きなのよ。彼ったら、今朝なんてこのスカートをふとももがあらわになるまでそーっとまくり上げて、“このスカートは君のお尻を魅力的に見せる” って言うんだもの。」 * * * * Elizabeth McNeil 著 *Nine and A Half Weeks*, p.84.

- (22) “This photo does not do her *justice*.”

「彼女の写真は実物通りに撮れていない。」 * * * * 『最新日米表現辞典』 p.250.

- (23) “This photo does not do her *justice*.”

「この写真は彼女らしく写っていない。」 * * * * 『新編英和活用大辞典』 p.1362.

- (24) “Unfortunately, the photographic reproduction does it scant *justice*.”

「不幸にしてその複製写真はあまり原画に似ていない。」 * * * * *ibid.*

3・2・2 事物に対する使用

- (25) “She cooked a delicious dinner, but we couldn’t really do *justice* because we’d eaten too much already.”

「彼女はおいしいディナーを作ってくれたが、私たちはすでに沢山食べていたので、そのディナーを充分ごちそうになれなかった。」 * * * * *LDOCE*, p.570.

- (26) “He had eaten such a big tea that he found it impossible to do *justice* to the splendid dinner.”

「(午後の) 軽食を食べすぎたのでせっかくの夜のごちそうが十分に味わえなかった。」

* * * * 『新編英和活用大辞典』 p.1362.

- (27) “We did full *justice* to the excellent meal provided for us.”

「用意してくれた結構な食事を十二分にいただいた。」 * * * * *ibid.*

- (28) “It is impossible to do *justice* to the subject in a short article.”

「短い論文では十分にその問題を取り扱うことはできない。」 * * * * *ibid.*

- (29) “The papers have done full *justice* to the topic.”

「新聞はその話題をすでに十分に扱った。」 * * * * 『新編英和活用大辞典』 p.1362.

(30) “Such a cursory survey can do no *justice* to the subject.”

「こんな概説ではその問題を十分に論じたとは言えない。」 * * * * *ibid.*

(31) “Narikin is often translated ‘nouveau riche’ but that does not do *justice* to the Japanese feeling.”

「成金はフランス語の“ヌーボ・リーチ”という言葉に訳されるが、この訳では、成金という言葉の持つニュアンスに対して日本人が抱く感情を的確に捉えきってはいない。」

* * * * Ruth Benedict 著 *The Chrysanthemum and The Sword*, p.95.

(32) “This description does scant *justice* to the beauty of the place.”

「この描写ではその場所の美しさは十分に言い表わされていない。」

* * * * 『新編英和活用大辞典』 p.1362.

(33) “You must, in *justice* to yourself, see the Ford before deciding on your new car.”

「買いかえの車種を決める前にぜひフォード車をご覧にならないと損です。」

* * * * *ibid.*

(34) “Let’s do *justice* to the coffee.”

「せっかくだから、コーヒーでも召し上がって下さい。」

* * * * 松本道弘 著 『松本道弘の英語革命』 p.204.

4. 分析

4・1 justiceの概念認識と訳語生成

本義的認識における(1)～(16)の例文におけるjusticeは、全て「適法的正義」に基づいた意味認識ゆえに、「正義」や「公正」といった固定訳で対応が可能である。

問題は比喩的認識における(17)～(34)の例文におけるjusticeとその訳語である。すなわち、(17)、(18)の例文におけるjusticeは「矯正的正義」に基づいて意味認識が行われており、(19)～(34)の例文におけるjusticeは「配分的正義」に基づいた意味認識が行われており、それが一種、意識といった形で、justiceの訳語を文中で様々に変容させるのである。

ここで、先の(17)～(34)の用例におけるjusticeの意味認識と、そこでのメタファー的

要因によって創出される訳語の生成過程について、特にその意識の度合いが著しいものを例に取って解説する。

(18)は「矯正的正義」に基づいている。ここでは「相手がなした殺人という行為に対して、その罪を受けずにいる相手側」の状態であって、「殺人」と「犯人の無罪放免」という二つの事実を天秤にかけた時、その公平さのバランスを失うことになり、それを正義という概念の元に公平に保つために、「被害者が受けたものと同等な報いを加害者にも受けさせるべきである」という認識を生む。そこから、「浮かばれる(ない)」という訳となった。

(19)・(20)は「配分的正義」に基づいている。ここでは「主体が本来有している学力」と「試験の低い点数」という二つの事実を天秤にかけた時、その公平さのバランスを失うことになり、それを正義という概念の元に公平に保つために、「主体が本来持っている実力に見合う同等な試験結果」という認識を生む。そこから、「実力を十分発揮する」という訳となった。

(21)は「配分的正義」に基づき、「スカート」と「主体がそのスカートを履いた状態」という二つの事実を天秤にかけた時、そのスカートが主体に似合い、スカートによって主体の持っている(多分に性的な)魅力が引き出されることで、「スカート」と「主体の魅力」が公平さのバランスを保つことになり、そこから「似合う」という訳となった。

(22)・(23)は「配分的正義」に基づいている。ここでは「主体の実際の容姿」と「それを写した写真」という二つの事実を天秤にかけた時、「主体の実際の容姿」と「それを写した写真」に大きなずれがあり、その公平さのバランスを失うことになり、それを正義という概念の元に公平に保つために、「主体が実際に持つ美しさ(または醜さ)に対して、写真ではそれが表されていない」という認識を生む。こうした認識を表わす訳語として、「実物通りに」となった。訳語は違うが、(24)、(32)も同様の認識である。

(25)は「配分的正義」に基づいている。ここでは「彼女が作った料理」と「その料理を食べきれない事態」という二つの事実を天秤にかけた時、その公平さのバランスを失うことになり、それを正義という概念の元に公平に保つために、「一生懸命彼女が作ってくれたディナーに対して相当の扱いをする」という認識を生む。すなわちそれは、作ってくれた相手に失礼にならないよう、そのディナーを全部食べてしまうことである。そのためこうした認識を表わす「充分ごちそうになる」という訳となった。

(31)は「配分的正義」に基づいている。ここでは「訳語表現」と「その表現が表す実態」という二つの事実を天秤にかけた時、フランス語の“nouveau riche”という表現は、日本

語の“成金”の訳語としては、日本人が“成金”という表現に対して抱くある種の否定的感情を等しく捉えきっていないため、その公平さのバランスを失うことになり、それを正義という概念の元に公平に保つために、「日本語の表現に対して訳語の方も公正な取り扱いをする」といった認識を生む。そこから、「的確に捉えきっている」という訳となった。

(33)は「配分的正義」に基づいている。ここでは客の車の買い換え、あるいは新車購入という事態に際して、他車とフォード車という二つの選択肢を天秤にかけた時、フォード車を選択肢の一つとして考慮しないことは、フォード車の持っている他車よりも優れた点に対して適切な配慮を欠いたこととなり、結果それが公平さのバランスを失うことになり、それを正義という概念の元に公平を保つために、「他車と同様にフォード車にも購入の意識を向ける」といった認識を生む。そこから「ぜひ（フォード車をご覧にならないと）損」という訳になった。

(34)は「配分的正義」に基づいている。ここでは「コーヒー」と「それを出された主体」という二つの事実を天秤にかけた時、出されたコーヒーを飲まないという事態は公平さのバランスを失うことになり、それを正義という概念の元に公平に保つために、「主体が、出されたコーヒーに対して正当な扱いを施すこと」といった認識を生む。そこから、「せっかいですから（コーヒーを）召し上がる」という訳となった。

4・2 justiceの概念認識

今回の用例採集によって、justiceのメタファー的認識では、“人物”と“事物”の二つを対象に取ることが判明した。そして、それぞれ、“対象となる人物に対して適切に与えられるべき結果の正当性”、“対象となる事物に対して適切に与えられるべき結果の正当性”といった概念を基に、(17)～(34)に見たような意味認識を生む。先に辞書の説明でも見たが、英語の母国語話者が共有するjusticeの概念認識は、図1のように、目隠しをした女神が一方の手に剣を、もう一方の手に天秤を持った姿として表される。ここでは天秤は、人間の判断の相対性を指し示すもので、いわば、“一つ目をくり抜かれたら、同様に相手の目を一つくり抜いてよい”という古代バビロニア王国のハンムラビ法典に見る“eye-for-eye justice”という言葉に代表されるような、いい意味でも悪い意味でも、為したことに対するそれ相当の同等な報いの甘受というのが、justiceの根幹の概念である。例えば、例は悪いが、子供を殺害された両親が犯人を殺してやりたいと思い、またマスコミに向かって往々にしてそのような発言をするのは、息子を殺害された両親にとってはそれ

がjusticeだからである。すなわち、殺害された子供と同じ苦しみを殺人犯に与えることで、両親の苦しみが相殺され、子供の殺害という事象とそれに対するそれ相当の同等な報いという部分のバランスを取ろうとするのがjusticeである。しかし現代社会はそこに法や社会的規制といった観念を持ち込み、殺人という事象に対してより第三者的、客観的な判断を下そうとする。いずれにせよ、何かしら為された結果に対する同等な報いによる相殺の均衡を保つことがjusticeの認識である。

そこで、英語の母国語話者が抱くjusticeの認識であるが、それは図1に見るようなものである。図1の意味するところは、女神が目隠しをすることで裁きに個人的な主観が入るのを防ぎ、剣を持つことで情によって動かされない判定の絶対性と確固たる精神を示し、左右対称の天秤で一方に偏らない、公正な裁きと揺るぎなき二律背反の実践を意味している。一方そうしたバランスが崩れたものが図2である。ここでは目隠しがずれていることで個人的な主観が働き、剣が収められていることで情に動かされた不公平な判定と脆弱な精神、更には心に住む悪魔によって天秤が一方に偏らされ、公正な裁きが行われていない様を示している。そのためjusticeの本義的認識として、相反する二つの物を天秤にのせて比べることで、両者のバランスの取れた正当な報いといった認識が生まれるものと考えられる。

図1



正義

図2



不正

(水之江有一. 1985 : 219)

一方、justiceの訳語と考えられる日本語の「正義」、「公正」という言葉の裏には「善」という一方的な概念がついてまわる。しかし英語のjusticeには、日本語の「正義」、「公正」という言葉が内包している「善」という概念は存在せず、あくまで相反する二つの物を天秤にのせて比べることで、判断が下され得るという客観的かつ不動の報いといったも

のである。そしてこうした認識こそが、英語のjusticeと日本語の「正義」、「公正」とその概念認識において大きく隔たりを有する部分である。

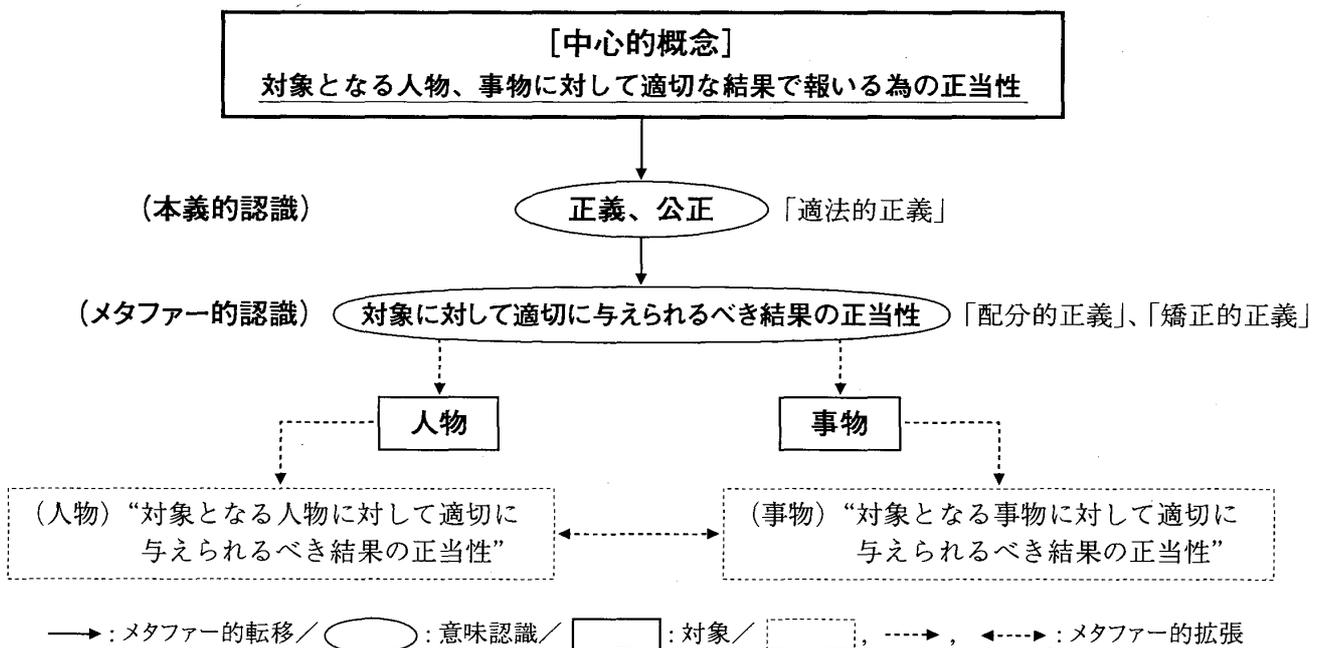
実際に、英語には“winner’s justice”という成句があるが、これなどは、あえて日本語にすれば、そのニュアンスは「勝てば官軍」といったものに近い。なぜなら“winner’s justice”とは、勝者には勝者としてふさわしいだけの扱いを受ける権利があるといった概念であり、そこでは勝者が善や勸善懲悪といった観念を必ずしも有しない。そこから転じて日本語として類似の表現であると考えられる「勝てば官軍」といった訳がここでの意味認識に近いと考えられるのである。これなどもjusticeが英語で有している概念を、言葉を置き換えることで等価な意味概念を言語コード上に付与させた一例である。

4・3 justiceの多義構造

先の用例から、その根底で共通するjusticeの中心的概念は、「対象となる人物、事物に対して適切な結果で報いる為の正当性」と記述出来よう。そして本論文では、そうした概念認識の根幹部分を便宜的に「中心的概念」と呼び表す。justiceの多義的意味認識は、この中心的概念を基にして、そこからのメタファー的拡張によって行われると考えることが出来る。

こうした概念認識とそれを基に形成されるjusticeの多義的概念構造を図示すれば、図3のようになる。

図3



このように、justiceは「対象となる人物、事物に対して適切な結果で報いる為の正当性」という中心的概念の認識を基に、メタファー的転移により、「対象物の属性に対して払うべき適切な処置」という認識の拡張を生む。そしてその認識が各々の対象に応じて、メタファー的に拡張していくことで、多義的意味拡張を支えていると考えられる。

justiceの多義認識には、中心に図1に見るような概念認識とそれを基にしたメタファー的拡張による中心的概念が存在し、そこから図3に見るような意味の拡張を生むことで多義が形成される。そして今回のように、多義の各語義を中心的な共通認識からのメタファー的転移として捉え、各語義それぞれを互いの性質や機能といった重なり合う成員のメタファー的拡張と捉えれば、少なくとも、語の多義的意味拡張の原理を有効に説明付けられる可能性が出てくる。

5. まとめ

justiceは、図1に見るような概念認識を基にして、メタファー的転移によって「対象となる人物、事物に対して適切な結果で報いる為の正当性」という中心的概念を生む。そして中心的概念から、対象に対して適切に与えられるべき結果の正当性といったメタファー的拡張を辿り、多義的意味認識を生むという原理を発見した。

今後は、語の概念認識と多義的意味拡張の原理にも、Lakoff & Johnson (1980) や Lakoff (1987) が主張するような、「構造のメタファー」としての意味のメタファー的な有契性を認め、その分析を進めるべきである。また、こうした意味認識の問題は、とりもなおさず翻訳における原文の理解と訳語の生成、拡張という現象に対して一つの指針を与えると考えられる。今回見たように、語の意味認識とそれを訳語として言語コード上に言葉を付与することで様々な意識へとつながる現実にも、意味認識とその言語表現化に際して起こる問題の一端が見て取れる。Lakoff (1987: 312) は、こうした意味認識と翻訳の過程について、認知意味論的視点から示唆を与える唯一の指摘であるが、中心的概念の実証は、こうしたLakoffの指摘にも有効な解答を与え得るものである。

注

- 1) 本論文は、日本英語表現学会第31回大会(2002年6月29日、於：早稲田大学)において口頭発表した内容に、大幅な加筆、訂正を施したものである。なお、本論文の執

筆に当たっては、敬愛大学経済文化研究所2005～2007年度課題研究助成金（研究課題：「英単語の意味の生成と多義的意味認識の認知プロセスの解明」）の助成を受けた。

- 2) こうした社会哲学における正義論の諸問題については、敬愛大学経済学部の藤岡明房教授（当時）より、真摯な示唆とご助言を頂いた。同時に、RawlsとSenの著書も貸与頂いた。ここに記して深謝申し上げます。なお、本論文で触れた正義論の諸問題について誤解などがあれば、それは一重に私の不理解と浅学菲才の故であり、ご助言を頂いた藤岡明房教授には一切関係がないことをここで明言しておく。
- 3) Aristotle（384-322B.C.）は『ニコマコス倫理学』第五巻において「正義」について論じている。Aristotleの問題提起は、「正義と不正について、これらがどのような行為に関わるものであり、その中で正しいこととはどういうものの〈中〉であるかを考察しなければならない」という点から出発する。Aristotleの唱える正義の本質は「平等」であり、それが「全体としての正義」と「部分としての正義」に分かれるとする。ここで問題になるのは「部分としての正義」であり、そこに「適法的正義」と「配分的正義」が位置付けられるものとした。こうした正義の捉え方は、「尺度を規定した上で、何に対しての平等かを考えるべきである」という考えが基盤となっている。Aristotleの考え方を修正、補足する形でその後に展開されたRawlsやSenの正義論も、基本的にはAristotleの考えを基盤に置いているが、ここでは論の方向上、RawlsやSenの正義論の流れについてまでは触れない。しかしいずれにしても、justiceの根底にある根本的な認識法として、天秤に何をのせ、それに対して何で均衡を保ち、何をもちて対等に報いるのかという発想は、西洋社会におけるjusticeの概念認識としてAristotleの時代から揺ぎない事実であることは断言できよう。
- 4) Langacker（1987）では、正確には“schematic-network model”という術語が用いられているが、本論文では簡略に「ネットワーク・モデル（network model）」として表す。
- 5) カテゴリーの背後にある知識構造は、構造主義で取られたような、典型性条件を列挙するだけでは見えて来ない。しかしながら、人間が事物を捉える際に前提として用いる推論過程モデルを明示し、そこでのモデルと実際の事例とを照らし合わせることで、多義の意味的有契性が明かとなる。そうした意味の有契性の関係は、中心的なモデルによって特徴づけられるカテゴリーの成員と、そこから幾分かずれたカテゴリーの成員のモデルによって特徴づけられる非中心的なカテゴリーの集合体が、放射状に関連した構造体をなしている。ネットワーク・モデルは、中心的な成員を規定するモ

デルと、それとは異なる特徴を持つ様々な成員を規定するモデルとが互いに関連しあうことで、意味認識の多義性が生まれると考えるものである。そしてこうした中心的なモデルから非中心的なモデルへと認識が広がって行くことを、「拡張 (extension)」と呼ぶ。こうした中心→周辺という異なるモデル同士を結び付ける原理の一つが、メタファーである。

参考文献

- Bywater, I. 1959. *Aristotelis Ethica Nicomachea. recognovit brevique adnotatione critica instruxit I. Bywater.* Oxonii: E Typographed Clarendoniano. (加藤信朗訳. 1973. 『アリストテレス全集13 ニコマコス倫理学』岩波書店.)
- Giora, R. 1997. Understanding Figurative and Literal Language: The Graded Salience Hypothesis. In *Cognitive Linguistics* 8-3. pp.183-206. Berlin, New York: Mouton de Gruyter.
- 飯島昇蔵. 2001. 『社会契約』東京大学出版会.
- Lakoff, G. and Johnson, M. 1980. *Metaphors We Live By.* Chicago: University of Chicago Press.
- Lakoff, G. 1987. *Women, Fire, and Dangerous Things.* Chicago: University of Chicago Press.
- Langacker, R. W. 1987. *Foundations of Cognitive Grammar. Vol.1, Theoretical Prerequisites.* Stanford: Stanford University Press.
- Langacker, R. W. 1988^a. A View of Linguistic Semantics. In Brygida Rudzka-Ostyn ed. 1988. *Topics in Cognitive Linguistics.* pp.49-90. Amsterdam: John Benjamins.
- Langacker, R. W. 1988^b. A Usage-Based Model. In Brygida Rudzka-Ostyn ed. 1988. *Topics in Cognitive Linguistics.* pp.127-161. Amsterdam: John Benjamins.
- Langacker, R. W. 1990. *Concept, Image, and Symbol: The Cognitive Basis of Grammar.* Berlin: Mouton de Gruyter.
- Langacker, R. W. 1991. *Foundations of Cognitive Grammar. Vol.2, Descriptive Application.* Stanford: Stanford University Press.
- Langacker, R. W. 1995. Raising and Transparency. In *Language*71-1, pp.1-62. Baltimore: The Linguistic Society of America.
- Luhmann, N. 1972. *Rechtssoziologie.* Reinbek bei Hamburg: Rowoholt Taschenbuch Verlag. (村上淳一・六本佳平訳. 1977. 『法社会学』岩波書店.)
- 松中完二. 2002. 「justiceの概念認識と多義的使用についての認知的考察」『日本英語表現学会 第31回大会研究発表集』 pp.25-30. 日本英語表現学会.
- 水之江有一. 1985. 『シンボル事典』北星堂書店.
- 初山洋介. 1997. 「慣用句の体系的分類—隠喩・換喩・提喩に基づく慣用的意味の成立を中心に—」『名古屋大学国語国文学』第80号、pp.29-43. 名古屋大学国語国文学会.
- 初山洋介. 2001. 「多義語の複数の意味を統括するモデルと比喩」山梨正明編. 2001. 『認知言語学論考』 No.1. pp.29-58. ひつじ書房.

- 村上嘉隆. 1982. 『ロールズの正義論』 村田書店.
- 村上 裕. 1997. 「目隠しされた正義の女神」 森 征一・岩谷十郎編. 1997. 『法と正義のイコ
ノロジー』 村田書店.
- 日本文化会議編. 1980. 『西欧の正義 日本の正義』 三修社.
- 大川正彦. 1999. 『正義』 岩波書店.
- Rawls, J. 1971. *A Theory of Justice*. Cambridge, MA: Harvard University Press.
- Sen, A. 1990. Justice: Means versus Freedoms. In *Philosophy & Public Affairs* 18.
pp.111-121. White Plains, N.Y.: Hayes Library.
- Sen, A. 1991. *Inequality Reexamined*. Oxford, U.K.: Clarendon Press. (池本幸夫・野上裕
生・佐藤 仁訳. 1999. 『不平等の再検討』 岩波書店.)
- 瀬戸賢一. 1997. 「拡大するメトニミー—認知言語学の問題点—」 *KANSAI LINGUISTIC
SOCIETY 17 (PROCEEDINGS OF THE TWENTY-FIRST ANNUAL MEETING)*,
pp.67-77. 関西言語学会.
- 鈴木智美. 2001^a. 「多義語のネットワーク構造におけるプロトタイプ」 『名古屋明德短期大
学紀要』 第16号、pp.165-178. 名古屋明德短期大学.
- 鈴木智美. 2001^b. 「多義語の意味に関わる二つのネットワーク構造—“心理的プロトタイ
プ” 度の高さを位置付ける—」 『日本言語学会 第122回大会 予稿集』 pp.59-64. 日本
言語学会.
- 田中茂範. 1990. 『認知意味論 英語動詞の多義の構造』 三友社出版.
- 寺崎俊輔・塚崎 智・塩出 彰編. 1989. 『正義論の諸相』 法律文化社.
- 利沢行夫. 1985. 『戦略としての隠喩』 中教出版.
- 若松良樹. 2003. 『センの正義論』 勁草書房.
- Werrner, H.・Kaplan, B. 1963. *Symbol Formation*. Hillsdale, N.J.: Lawrence Earlbaum.
(柿崎祐一監訳. 1974. 『シンボルの形成』 ミネルヴァ書房.)